

第 93 号議案

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部を
改正する条例

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例(昭和 63 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「その利用する自転車に住所及び氏名を記載するように努めるとともに、」を削り、同条第 5 項を次のように改める。

5 自転車の利用者は、次の各号に掲げる事項を行いながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

(1) 傘を差しながらの運転

(2) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながらの運転

(3) イヤホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態での運転

第 14 条第 3 項第 1 号中「身体」を「身体等」に改める。

第 15 条の見出しを「(使用料等及び手数料)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 使用料等のほか、別表第2で定めるものについては、申請者から手数料として徴収する。

第16条の見出し中「使用料等」の次に「及び手数料」を加え、同条中「前条の使用料等」を「使用料等及び手数料」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「使用料等」の次に「及び手数料」を加える。

第24条中「2以上の」の前に「指定区域内において、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条第1項の表中(イ)欄は考慮しないものとする。

第25条第1項中「指定用途」の前に「指定区域内において、」を加える。

第26条各号列記以外の部分中「次に掲げる」の前に「指定区域内において、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「すべて」を「全て」に改め、「係るもの」を「係るもの。」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、第23条第1項の表中(イ)欄は考慮しないものとする。

別表第2の有料制区営自転車等駐車場使用料の部を次のように改める。

有料制区営自転車等駐車場使用料

種別	区分	使用料
自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき200円を限度とする。
	定期利用	1月につき2,000円を限度とし、規則で定める額
原動機付自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき200円を限度とする。
	定期利用	1月につき3,000円を限度とし、規則で定める額
自動二輪車	一時利用	1日につき400円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき400円を限度とする。

	定期利用	1 月につき 6,000 円を限度とし、規則で定める額
--	------	-----------------------------

別表第 2 の登録制区営自転車等駐車場登録手数料の部の次に次のように加える。

有料制区営自転車等駐車場利用券再交付手数料

種別	区分	再交付手数料
自転車	一時利用	1 回につき 100 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 回につき 200 円を限度とし、規則で定める額
原動機付自転車	一時利用	1 回につき 100 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 回につき 200 円を限度とし、規則で定める額
自動二輪車	一時利用	1 回につき 100 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 回につき 200 円を限度とし、規則で定める額

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 24 条及び第 26 条の改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 24 条及び第 26 条の規定は、令和 5 年 6 月 1 日以後に施設の新築又は増築をする場合の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築をする場合の工事に着手したものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

指定区域内における、混合用途施設に係る自転車駐車場の設置基準を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 94 号議案

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 11 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部(1)の項中「40 円」を「46 円」に改め、同部(2)の項中「40 円」を「46 円」に、「76 円」を「87 円」に改め、同部(3)の項中「40 円」を「46 円」に、「2,800 円」を「3,200 円」に改め、同表 2 の部中「3,000 円」を「3,100 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料を納付した者に旧条例第 52 条第 1 項の規定により交付している有料ごみ処理券については、令和 5 年 10 月 31 日までの間は、引き続きこれを使用することができる。

（提案理由）

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 95 号議案

大田区民プラザ特定天井改修その他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民プラザ特定天井改修その他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民プラザ特定天井改修その他工事
特定天井等非構造部材の耐震改修工事
屋上防水工事
外壁改修工事
内部改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 14 億 4,650 万円
- 4 契約の相手方 中央区新川一丁目 17 番 22 号
松井・湯建建設工事共同企業体
代表者 中央区新川一丁目 17 番 22 号
松井建設株式会社 東京支店
取締役専務執行役員支店長 小 林 明
構成員 大田区大森西二丁目 32 番 4 号
株式会社湯建工務店
代表取締役 大 関 泰 子
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 3 月 15 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 96 号議案

大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民プラザ特定天井改修その他電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 8,840 万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号

永岡・城南建設工事共同企業体

代表者 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号

永岡電設株式会社

代表取締役 石 渡 光 男

構成員 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号

株式会社城南サービス

代表取締役 磯 收 二

- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 97 号議案

大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 7 億 7,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区大森北二丁目 3 番 15 号 第 15 下川ビル
日産・城南建設工事共同企業体
代表者 大田区大森北二丁目 3 番 15 号 第 15 下川ビル
日産温調株式会社
代表取締役 小 國 博 明
構成員 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯 收 二
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 98 号議案

大田区民プラザ舞台照明設備改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民プラザ舞台照明設備改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民プラザ舞台照明設備改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 8,831 万円
- 4 契約の相手方 品川区南品川二丁目 2 番 13 号 南品川 J Nビル
東芝ライテック株式会社 首都圏営業部
部長 久 保 和 広
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 99 号議案

大田区民プラザ舞台機構改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民プラザ舞台機構改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民プラザ舞台機構改修工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 2 億 625 万円
- 4 契約の相手方 新宿区新宿四丁目 3 番 17 号
三精テクノロジー株式会社 東京支店
東京支店長 板 垣 治
- 5 工 期 契約有効の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。